

## 特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

### 賛助会員細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク（以下「法人」という。）の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とし、必要な事項を定めるものとする。

#### (入会)

第2条 賛助会員になろうとする者は、所定の用紙で入会の申込をし、いつでも入会することができる。

#### (種類)

第3条 賛助会員は団体会員と個人会員の2種類とする。

#### (会費)

第4条 賛助会員の会費はその種類により別とする。

- 2 団体会員は、1口100,000円/年とする。
- 3 個人会員は、1口10,000円/年とする。

#### (賛助会員の資格喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 1年以上会費を納入しないとき。

(2) 退会したとき。

#### (退会)

第6条 賛助会員は退会届を理事長に提出しいつでも退会することができる。

#### (除名)

第7条 賛助会員が、法人の名誉を傷つけ法人に損害を与え、又は法人の目的に反する行為をしたときは、理事長は当該賛助会員を除名することができる。

#### (会費の不返還)

第8条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

附 則

- 1 この細則は、理事会の議を経て変更できる。
- 2 この細則は、法人の成立日から施行する。